

## 6-2 銃砲等取得許可証発行のための要件と審査の在り方

### 6-2-1 銃器取得許可証 (Permis d' acquisition d' armes) の入手方法

銃器の取得を定める LArm 第2章では、個人による銃器取得経路として2つのケースが想定されている。銃砲店から購入する場合と、個人から譲り受ける場合である。LArm 及び OArm の改正以前は、前者の場合にのみ、申請者の居住する州当局から発行される銃器取得許可証の所有が義務付けられており、許可証を有さない者への販売は禁じられていた<sup>299</sup>。他方、後者の場合は、許可証は必要なく、所定の契約書に記入し当事者間で10年間保管する、という仕組みであった。譲渡する側の個人が譲り受ける側の個人に関して、公文書に照らし身元を確認し、後述する欠格要件に該当しないことを認定する責任を負っていたのである。LArm 及び OArm の改正後は、購入の場合も譲渡の場合も、許可証を所有していることが要件に含まれるようになる。

許可証の申請・取得プロセスは以下のとおり。

- (1) 許可証取得のための有資格者からは、以下に該当する者は除外される<sup>300</sup>：
  - ① 18歳に満たない者
  - ② 行政・司法当局により銃器取得を禁じられている者
  - ③ 自分自身あるいは他人に対して危害を及ぼすような銃器の使い方をする恐れがあると判断される者
  - ④ 暴力的危険行為あるいは重・軽犯罪により犯罪記録に登録されている者
- (2) 上記の欠格事項に該当しない場合、管轄州当局に以下の書類とともに規定の申請書を提出することで、許可証の申請を行うことができる<sup>301</sup>：
  - ① 申請書提出の前3か月以内に作成されたスイス犯罪記録の抄本
  - ② 有効なパスポート若しくは身分証明書のコピー
  - ③ LArm 第9条に定められている公式証明書

所持が許可される銃器の数<sup>302</sup>

管轄州当局は、当該の銃器等が同時に、かつ同一の譲渡人から取得される場合に限り、申請書1枚のみで最高3個まで武器若しくは不可欠の銃器部品を取得する権利を与える許可を交付することができる

<sup>299</sup> LArm 第8条1項

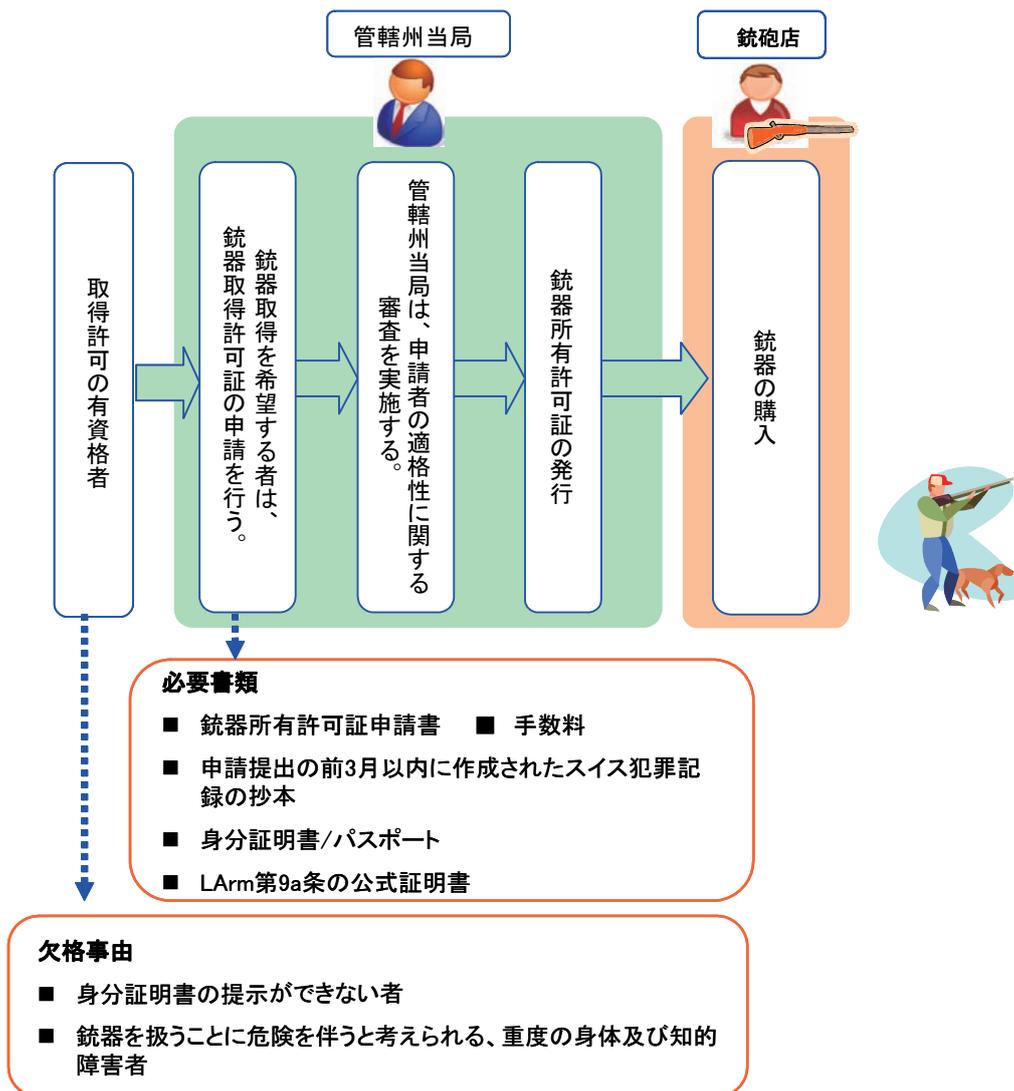
<sup>300</sup> LArm 第8条2項

<sup>301</sup> OArm 第15条2項

<sup>302</sup> OArm 第15条1項

提出された書類をもとに、管轄州当局は、申請者の適格性に関する審査を実施し、欠格事由に該当しなければ、銃器取得許可証が発行される。銃器を購入する場合は、この許可証を提示することが義務付けられている。

### 銃器取得プロセスの流れ





DEPARTEMENT FEDERAL DE JUSTICE ET POLICE

**Canton**

**Demande de permis d'acquisition d'armes  
en vue d'acquérir une/des arme/s ou un/des élément/s essentiel/s d'arme/s  
(art. 10, al. 1, OArm)**

**a) Indications personnelles**

- Nom, nom de jeune fille, prénom(s): \_\_\_\_\_

- Adresse: \_\_\_\_\_ **氏名など基本事項**

- Adresse(s) au cours des deux dernières années: \_\_\_\_\_

- Date de naissance: \_\_\_\_\_

- Nationalité: \_\_\_\_\_

- Lieu d'origine: \_\_\_\_\_

**b) Interdiction**

- Etes-vous sous tutelle ? \_\_\_\_\_ **後見監督下にあるか**

**c) Procédure pénale en cours**

- Une procédure pénale est-elle en cours contre vous ? \_\_\_\_\_ **刑事訴訟手続き中であるか(その理由)**

Si oui, raisons: \_\_\_\_\_ **薬物・アルコール中毒等  
病気の有無**

**d) Maladies**

- Souffrez-vous d'une maladie qui pourrait présenter un risque élevé lors de la manipulation de l'arme, telle que dépendance médicamenteuse, alcoolisme ou toxicomanie ? \_\_\_\_\_

**e) Désignation de l'/des arme/s ou élément/s essentiel/s d'arme/s**

\_\_\_\_\_ **申請対象の銃器**

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

**f) Remarque:**  
**Il convient de joindre à la présente demande:**

- extrait du casier judiciaire central délivré depuis moins de trois mois;
- copie d'une pièce d'identité officielle;
- les étrangers non établis joignent en plus une attestation officielle du pays de domicile ou d'origine autorisant l'acquisition d'armes et d'éléments essentiels d'armes.

Je certifie avoir répondu conformément à la vérité aux questions ci-dessus et autorise l'autorité compétente à procéder à la vérification des informations précitées, notamment auprès des autorités pénales, tutélaires et administratives.

Le lieu: \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

**添付書類:**

- ・ 過去 3 カ月の犯罪記録
- ・ 身分証明書のコピー
- ・ 外国人の場合は居住国又は出身国の銃器所有

11.98 50000 421174

<sup>303</sup> ヌーシャテル州当局の HP :

[www.ne.ch/neat/site/jsp/rubrique/rubrique.jsp?styleType=bleu&DocId=10597](http://www.ne.ch/neat/site/jsp/rubrique/rubrique.jsp?styleType=bleu&DocId=10597)

## スイス犯罪記録の抄本<sup>304</sup>

### ● 犯罪記録がない場合の抄本見本

Schweizerische Eidgenossenschaft  
Confédération suisse  
Confederazione Svizzera  
Confederaziun svizra

Bundesamt für Justiz BJ  
Office fédéral de la justice OFJ  
Ufficio federale di giustizia UFG  
Federal Office of Justice FOJ  
Oficina federal de justicia OFJ

3003 Bern, 26.04.2007  
Ref: 25818 / TH

Auszug aus dem Schweizerischen Strafregister  
Extrait du casier judiciaire suisse  
Estratto del casellario giudiziale svizzero  
Excerpt from the Swiss criminal record  
Extracto del registro suizo de antecedentes penales

P.P. A-Priority CH-3003 Bern, BJ/SSR

Test Muster  
Bundesrain 20  
3003 Bern

Geburtsdatum Date de naissance Data di nascita Data of birth Fecha de nacimiento	Heimatort bzw. -staat Lieu resp. pays d'origine Luogo resp. paese d'origine Native place resp. country Pais resp. lugar de origen
19.12.1950	Bern BE CH

ist im Strafregister nicht verzeichnet  
ne figure pas au casier judiciaire  
non figura nel casellario giudiziale  
is not registered in the criminal record  
carece de antecedentes en el registro de antecedentes penales

Strafregister  
Casier judiciaire  
Casellario giudiziale  
Criminal records  
Registro de antecedentes penales

ID: 1290812 26.04.2007 / 15:51:15

「犯罪記録に登録されて  
いない。」

### ● 犯罪記録がある場合の抄本見本

Schweizerische Eidgenossenschaft  
Confédération suisse  
Confederazione Svizzera  
Confederaziun svizra

Département fédéral de justice et police DFJP  
Office fédéral de la justice OFJ

3003 Bern, 14.12.2007  
Téléfon 031 / 323 09 00

P.P. A-Priority CH-3003 Bern, BJ/SSR

Ihr Zeichen  
Votre réf  
Vostro rif

Unser Zeichen  
Notre réf  
Nostro rif

Muster Test  
Bundesrain 20  
3003 Bern

25818 / TH

EXTRAIT DU CASIER JUDICIAIRE SUISSE

Nom(s):	Test
Prénom(s):	Muster
Date de nais:	06.04.1957
Lieu d'origine:	Kerns OW
Pays d'origine:	CH, TL

1) 18.1.2002: Untersuchungsrichteramt Gensingen  
Violation grave des règles de la circulation routière  
Amende 560 CHF

Office fédéral de la justice  
Casier judiciaire  
3003 Bern

「2002年1月18日: 道路交通法  
の重大な違反により罰金 560 ス  
イスフランが課された。」

※犯罪記録は、重罪（crime）及び軽犯罪（délit）の判決記録が記載される。違警罪（contravention）に関しては、停職処分となった場合のみ、記載される。

<sup>304</sup> スイス連邦司法・警察省 HP :

[https://www.e-service.admin.ch/crex/cms/content/doc/Strafregauszug\\_Muster\\_F.pdf](https://www.e-service.admin.ch/crex/cms/content/doc/Strafregauszug_Muster_F.pdf)

## 6-2-2 取得許可証に関する例外措置

(1) 取得許可証が不要な場合：スポーツ用銃器の未成年者への貸与

0Arm第16条に規定されているスポーツ用銃器は、射撃協会会員である未成年者に貸し付けることができる。ただし、LArm第8条2項に定めるいずれの理由にも当てはまらない法定代理人の署名による同意がない限り、未成年者は、貸し付けられた銃器を保管することができない。

### 0Arm第16条の規定

- ① スポーツ射撃及び狩猟について国際射撃連盟(ISSF)が許可している小火器、圧縮空気銃、CO2ガス銃
- ② 連邦国防・国民保護・スポーツ省が兵役務外の射撃について許可している小火器
- ③ 国内及び国際競技会の枠内で許可されているソフトエアガン(プラスチック製の弾丸を低圧の圧縮空気の圧力で発射するもの)

(2) 州の特別許可の付与

所有、仲買については、例外措置としての特別許可制度が設けられている。

### 0Arm 第 71 条

- ① 州の特別許可は、特別のケースに限り、理由を付した書面により、特定の者に対し、特定の1種類の武器若しくは不可欠の銃器部品、特別に設計された銃器構成要素、銃器付属品に限り、付与することができる。この特別許可は、有効期限のあるものとし、併せて税を課すことができる。
- ② 州は、スポーツスクール及びスポーツ協会のメンバーに対し、使用するスポーツ用の銃器について特別許可を授与する。
- ③ 銃器の営業権の所持者は、次のいずれかを証明することができる場合には、特定の1種類の以上の武器若しくは不可欠の銃器部品、特別に設計された銃器構成要素、銃器付属品のスイス国内における仲買の許可を付与されること。  
(ア) この許可が、LArm第2条第1号に定める当局又は警備会社への供給を保障するために必要であること。  
(イ)発注者が銃器、不可欠の銃器部品又は関連銃器付属品の特別許可を所持していること。

### 6-2-3 欠格事由の適用：配偶者に対する暴力行為を行った者への対処

LArm 上の欠格事由にはならないが、何らかの加害行為を行った者、例えば、配偶者に対する暴力行為の前科のある者が銃器取得許可証を得るという事態を、スイス当局は如何にして阻止しているのか。国際人権団体アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、スイスでは20～60歳の女性のうち5人に1人が配偶者やパートナーから身体的・性的暴力を受けたことがあると報告されており、深刻なドメスティックバイオレンス（男女カップル間の暴力）の実態が確認されている<sup>305</sup>。

スイス刑法は、婚姻関係の有無にかかわらず、カップルの間の暴力行為を軽犯罪（*délit*）と定めている。2004年以降、大半のドメスティックバイオレンスが強制起訴の対象となっており、司法・警察当局は加害者を起訴する義務を負っている。強制起訴の手続きは、被害者からの告訴がなくても、近親者や隣人、同僚などからの通報によっても始動させることができる。軽犯罪の記録も犯罪記録抄録に記載されるという法的環境を踏まえると、ドメスティックバイオレンスの犯罪歴のある者による銃器等取得許可証の申請が受理される可能性は低い。

しかし、加害者であっても起訴に至らず、犯罪記録に残らないケースも考えられる。このような場合は、銃器取得許可証を発行する州当局レベルと、現場に近い市町村自治体レベルとの間で情報が共有される必要がある。例えばベルン州では、州警察当局と申請者の居住する市町村自治体との連携が強化されており、犯罪記録に残らない加害歴のある者への銃器取得許可証発行という事態を回避するための施策が採用されている。具体的には、ベルン州警察当局への申請書に加えて、申請者の居住する市町村自治体が以下の所見を記入し、州警察当局へ送付することとなっている<sup>306</sup>。

#### 所見項目

- ① 市町村自治体が確認できるかぎりにおいて、申請内容は正確であるか？
- ② 申請者に関して、LArm第2条8項に定める欠格事由に該当する事柄を把握しているか？
- ③ 申請者に関して、上記の他に申請を却下することが適当と思われる事柄を把握しているか？
- ④ その他備考（必要があれば別紙を添付のこと）
- ⑤ 本書類作成場所・年月日・市町村自治体責任者の署名

<sup>305</sup> アムネスティ・インターナショナル HP：

<http://www.amnesty.ch/fr/campagnes/halte-violence/en-route-contre-la-violence-domestique>

<sup>306</sup> ベルン州警察当局の HP を参照：[www.police.be.ch/site/fr/gesuch\\_wes\\_f.pdf](http://www.police.be.ch/site/fr/gesuch_wes_f.pdf)

#### 6-2-4 欠格事由の判定の際の専門医の関与：診断書の提出義務等

銃器取得許可証の発行の要件には、医師による診断書の提出は義務付けられていない。フランスなどスイスの近隣諸国で銃器取得者の精神状態の審査に関する法規を制定しようという動きが加速化している現状を鑑みると、例外的と言ってよい。過去には、スイス国内においても精神疾患に関する診断書提出義務の是非について、LArm 及び OArm 改正時に提案されたことがあったが、圧倒的多数により否決され、改正には反映されなかった。改正案可決後も、国民議会（連邦議会の下院）議員による動議が提出され、精神的・心理的適性に関する証明書の提出を義務付けることが提案されたが、連邦内閣は LArm 第 8 条 2 項の欠格事由（6-2-1 参照）が十分な判断条件を定めていると答申し、動議を却下している<sup>307</sup>。

議会においては、精神的・心理的問題及びその潜在的危険性を検査するテストを実施し、その結果に基づいて銃器を支給する場合でも、それが必ずしも万全の予防措置となるとは言えないとの主張もなされた。例えば、徴兵の際の適性検査では身体的・精神的適性がテストされているにもかかわらず、兵役を終えた元兵士による少女銃殺事件（2007 年 11 月 23 日）が発生している。この事件を受け、2007 年 12 月 17 日には「新兵の精神検査の質的向上」を求める動議が国民議会議員から提出されている<sup>308</sup>。連邦内閣はここでも動議を却下しているが、その際の答申によると、現行制度では Vetter テスト（au test de Vetter）が心理適性検査として使用されており、Vetter テストで平均値を大きく逸脱した兵士候補者には予備検査が行われることとなっている。連邦内閣は、潜在的暴力性を把握し犯罪を予防するフィルターとしてのテストの有効性には限界を認めながらも、それ以上の踏み込んだ精神検査は個人の人格やプライバシーの尊重という観点から困難だとしている。

---

<sup>307</sup> 連邦議会動議記録：

[http://www.parlament.ch/E/Suche/Pages/geschaefte.aspx?gesch\\_id=20073846&LargerFont=1](http://www.parlament.ch/E/Suche/Pages/geschaefte.aspx?gesch_id=20073846&LargerFont=1)

<sup>308</sup> 連邦議会動議記録：

[http://www.parlament.ch/E/Suche/Pages/geschaefte.aspx?gesch\\_id=20073797&LargerFont=0](http://www.parlament.ch/E/Suche/Pages/geschaefte.aspx?gesch_id=20073797&LargerFont=0)